

小黒恵子童謡記念館シンデレラのスープ利用要領
(2022.4.1～2027.3.31)

(目的)

第1条 小黒恵子童謡記念館（以下、「記念館」）は、住宅街の中にある良好な空間であることから、運営のコンセプトは「童謡の季節感を感じ、こころ豊かな暮らしが見える記念館」とし、童謡の普及と合わせて、地域住民や川崎市民が利用したくなるような事業を取り入れて運営を行う。また、記念館の一部を地域の活動拠点として貸し出すことにより、地域における活動団体等の一層の活性化を図ることを目的とする。

(利用場所)

第2条 貸室は、小黒恵子童謡記念館の一部（以下、「シンデレラのスープ」）とする。

(利用日時及び単位)

第3条 シンデレラのスープの利用時間等は、次のとおりとする。

- (1) 利用日時 通年 午前9時から午後9時まで
ただし、年末年次、施設点検日を除く
- (2) 利用単位 午前9時から午後12時30分まで
午後1時から午後5時まで
午後5時半から午後9時まで

(利用団体等)

第4条 シンデレラのスープの利用については、利用登録申請をし、当館が許可した団体・個人とする。ただし、次に掲げる団体等は登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (2) 暴力的活動等を目的としたもの
- (3) 設置趣旨に合わないと思われるもの

(利用方法)

第5条 シンデレラのスープの利用については、当館が設置している利用のルール（ご利用案内）として、別に定める。

(禁止行為)

第6条 利用団体等は、下記の事項に該当する行為をしてはならない。

- (1) 政治活動又は宗教活動など、これに類する行為
- (2) 危険物の持ち込み、火気の使用
- (3) 施設内での喫煙
- (4) 騒音等周囲に迷惑となる行為
- (5) その他、当館が不相当と認めた行為

(利用料)

第7条 シンデレラのスーヴの利用料は、下記の通りとする。

- (1) 午前 1, 000円
- (2) 午後 1, 500円
- (3) 夜間 1, 800円

(損害賠償)

第8条 利用団体等は、その責に帰すべき事由により、利用財産の全部又は一部を滅失し若しくは毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用団体等は、利用の権利を転貸し、若しくは譲渡し、又は利用目的を変更してはならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。